

改正案	現行
<p>第46条の2 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽を除く。以下この条において同じ。)を設置している者は、当該特定施設を設置する工場等から排出される水の汚染状態を、次の各号に定める回数以上測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。この場合において、排出される水の汚染状態が水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準又は水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(平成17年茨城県条例第11号)の規定による排水基準を超えるときは、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 霞ヶ浦及び北浦水域(水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例別表第1の水域の欄に掲げる霞ヶ浦及び北浦水域をいう。<u>以下この項において同じ。</u>)に排出される1日当たりの平均的な水の量が500立方メートル以上である場合にあっては、<u>海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される水については次のアからウまでに掲げる全ての項目、海域及び湖沼に排出される水については次のイ及びウに掲げる項目</u>について1週間に1回</p> <p><u>ア 生物化学的酸素要求量</u></p> <p><u>イ 化学的酸素要求量</u></p> <p><u>ウ 浮遊物質量</u></p> <p>(2) <u>霞ヶ浦及び北浦水域に排出される1日当たりの平均的な水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満である場合にあっては、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される水については前号アからウまでに掲げる全ての項目、海域及び湖沼に排出される水については同号イ及びウに掲げる項目</u>について1月に1回</p> <p>(3) 霞ヶ浦及び北浦水域に排出される1日当たりの平均的な水の量が20立方メートル以上 <u>50立方メートル</u>未満である場合又は霞ヶ浦及び北浦水域以外の水域に排出される1日当たりの平均的な水の量が30立方メートル以上</p>	<p>第46条の2 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽を除く。以下この条において同じ。)を設置している者は、当該特定施設を設置する工場等から排出される水の汚染状態を、次の各号に定める回数以上測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。この場合において、排出される水の汚染状態が水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準又は水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(平成17年茨城県条例第11号)の規定による排水基準を超えるときは、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 霞ヶ浦及び北浦水域(水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例別表第1の水域の欄に掲げる霞ヶ浦及び北浦水域をいう。<u>次号及び第3号において同じ。</u>)に排出される1日当たりの平均的な水の量が500立方メートル以上である場合にあっては、<u>生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量</u></p> <p>_____について1週間に1回</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 霞ヶ浦及び北浦水域に排出される1日当たりの平均的な水の量が20立方メートル以上 <u>500立方メートル</u>未満である場合又は霞ヶ浦及び北浦水域以外の水域に排出される1日当たりの平均的な水の量が30立方メートル以上</p>

である場合にあつては、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される水については第1号ア及びウに掲げる項目、海域及び湖沼に排出される水については同号イ及びウに掲げる項目について1月に1回

(4) 霞ヶ浦及び北浦水域に排出される1日当たりの平均的な水の量が10立方メートル以上20立方メートル未満である場合にあつては、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される水については第1号ア及びウに掲げる項目、海域及び湖沼に排出される水については同号イ及びウに掲げる項目について6月に1回

(5)・(6) 略

2 略

である場合にあつては、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質

\_\_\_\_\_について1月に1回

(3) 霞ヶ浦及び北浦水域に排出される1日当たりの平均的な水の量が10立方メートル以上20立方メートル未満である場合にあつては、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質

\_\_\_\_\_について

6月に1回

(4)・(5) 略

2 略

改正案	現行
<p>第1条～第34条の4 略</p> <p>(定義)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 この節において「排水特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。</p> <p>(1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質(次号、次条第2項及び第47条第1項において「有害物質」という。)を含むこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(排水基準)</p> <p>第36条 排水基準は、排出水の汚染状態について、規則で定める。</p> <p>2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、霞ヶ浦及び北浦水域(水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(平成17年茨城県条例第11号)別表第1の水域の欄に掲げる霞ヶ浦及び北浦水域をいう。以下同じ。)に排出水を排出する特定事業場のうち、当該排出水の量が規則で定める量未満であるもの(以下「霞ヶ浦小規模特定事業場」という。)に係る排水基準(前条第2項第2号に規定する項目に係るものに限る。以下「霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準」という。)は、規則で定める。</u></p> <p>4 <u>霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準は、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。</u></p>	<p>第1条～第34条の4 略</p> <p>(定義)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 この節において「排水特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。</p> <p>(1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質(以下この節 _____ において「有害物質」という。)を含むこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(排水基準)</p> <p>第36条 排水基準は、排出水の汚染状態について、規則で定める。</p> <p>2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

第 37 条～第 39 条 略

(計画変更命令等)

第 40 条 知事は、第 37 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があつた場合において、排水水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排水水を排出する場所をいう。以下この節において同じ。)においてその排水水に係る排水基準(霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準を除く。第 42 条第 1 項及び第 44 条第 1 項において同じ。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る排水特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条第 1 項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。次項において同じ。)又は第 37 条第 1 項の規定による届出に係る排水特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 知事は、第 37 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出(霞ヶ浦小規模特定事業場に設置される排水特定施設に係るものに限る。)があつた場合において、排水水の汚染状態が当該霞ヶ浦小規模特定事業場の排水口においてその排水水に係る霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る排水特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更又は第 37 条第 1 項の規定による届出に係る排水特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第 41 条 略

(排水水の排出の制限)

第 42 条 排水水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口におい

第 37 条～第 39 条 略

(計画変更命令等)

第 40 条 知事は、第 37 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があつた場合において、排水水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排水水を排出する場所をいう。以下この節において同じ。)においてその排水水に係る排水基準\_\_\_\_\_に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る排水特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条第 1 項の規定による届出に係る計画の廃止を含む\_\_\_\_\_。)又は第 37 条第 1 項の規定による届出に係る排水特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(新設)

第 41 条 略

(排水水の排出の制限)

第 42 条 排水水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口におい

て排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

- 2 前項の規定は、一の施設が排水特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場等から排出される水については、当該施設が排水特定施設となった日から1年間(規則で定める施設にあつては、3年以内で規則で定める期間)は、適用しない。ただし、当該施設が排水特定施設となった際既に当該工場等が特定事業場であるときは、この限りでない。

(霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準の遵守)

第42条の2 霞ヶ浦小規模特定事業場から排出水を排出する者は、霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準を遵守しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用について準用する。

第43条 略

(改善命令等)

第44条 知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるとき、又は前条の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて排水特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は排水特定施設の使用若しくは排出水の排出若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

- 2 知事は、霞ヶ浦小規模特定事業場から排出水を排出する者が、その汚染状態が当該霞ヶ浦小規模特定事業場の排水口において霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて排水特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は排水特定施設の使用若しくは排出水の排出の一

て排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

- 2 前項の規定は、一の施設が排水特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場等から排出される水については、当該施設が排水特定施設となった日から1年間(規則で定める施設にあつては、3年以内で規則で定める期間)は、適用しない。ただし、当該施設が排水特定施設となった際既に当該工場等が特定事業場であるときは、この限りでない。

(新設)

第43条 略

(改善命令等)

第44条 知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるとき、又は前条の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて排水特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は排水特定施設の使用若しくは排出水の排出若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。



\_\_\_\_\_に排出される1日当たりの平均的な水の量が500立方メートル以上である場合にあっては、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される水については次のアからウまでに掲げる全ての項目、海域及び湖沼に排出される水については次のイ及びウに掲げる項目について1週間に1回

ア～ウ 略

(2)～(4) 略

(5) 霞ヶ浦及び北浦水域に排出される1日当たりの平均的な水の量が10立方メートル未満である場合にあっては、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される水については第1号ア及びウに掲げる項目、海域及び湖沼に排出される水については同号イ及びウに掲げる項目について1年に1回

(6)・(7) 略

2 略

第47条～第107条 略

(生活排水の適正処理)

第108条 生活排水(炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水(第35条第3項、水質汚濁防止法第2条第6項並びに茨城県霞ヶ浦水質保全条例(昭和56年茨城県条例第56号)第11条の3第2項及び第21条の2第1項に規定する排水を除く。)をいう。以下この節において同じ。)を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることになる地域以外の地域においては、合併処理浄化槽(し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。次条において同じ。)を設置(単独処理浄化槽(し尿のみを処理する浄化槽をいう。)からの転換を含む。)し、又は排水管を集合処理施設(農業集落排水施設その他の複数の家庭から排出される生活排水を集合処理する施設をいう。)に接続することにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。

表第1の水域の欄に掲げる霞ヶ浦及び北浦水域をいう。以下この項において同じ。)に排出される1日当たりの平均的な水の量が500立方メートル以上である場合にあっては、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される水については次のアからウまでに掲げる全ての項目、海域及び湖沼に排出される水については次のイ及びウに掲げる項目について1週間に1回

ア～ウ 略

(2)～(4) 略

(新設)

(5)・(6) 略

2 略

第47条～第107条 略

(生活排水の適正処理)

第108条 生活排水(炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水(第35条第3項\_\_\_\_\_に規定する排水を除く。)をいう。以下この節において同じ。)を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることになる地域以外の地域においては、合併処理浄化槽(し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。次条において同じ。)を設置(単独処理浄化槽(し尿のみを処理する浄化槽をいう。)からの転換を含む。)し、又は排水管を集合処理施設(農業集落排水施設その他の複数の家庭から排出される生活排水を集合処理する施設をいう。)に接続することにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。

第109条～第125条 略

(意見の聴取)

第126条 知事は、次に掲げる場合においては、茨城県環境審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 略

(2) 第10条第1項、第25条第1項、第36条第1項若しくは第3項、第76条第1項、第87条第1項又は第113条第1項の規定による基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) 略

第127条 略

第128条 第14条、第19条第1項、第40条第1項、第44条第1項、第58条の5又は第59条の2第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第129条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第22条第3項、第23条第2項、第29条、第32条第2項若しくは第3項、第40条第2項、第44条第2項、第47条第2項、第48条、第51条第1項、第82条第2項、第100条第1項、第111条第2項、第116条第3項若しくは第4項又は第121条第2項の規定による命令に違反した者

2 略

第130条・第131条 略

第109条～第125条 略

(意見の聴取)

第126条 知事は、次に掲げる場合においては、茨城県環境審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 略

(2) 第10条第1項、第25条第1項、第36条第1項\_\_\_\_\_、第76条第1項、第87条第1項又は第113条第1項の規定による基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) 略

第127条 略

第128条 第14条、第19条第1項、第40条\_\_\_\_\_、第44条第1項、第58条の5又は第59条の2第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第129条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第22条第3項、第23条第2項、第29条、第32条第2項若しくは第3項\_\_\_\_\_、第47条第2項、第48条、第51条第1項、第82条第2項、第100条第1項、第111条第2項、第116条第3項若しくは第4項又は第121条第2項の規定による命令に違反した者

2 略

第130条・第131条 略